

■再編等に関する実施計画

令和6年3月

施設棟番号	B-9		所管部署	総務部	地域防災課	地域振興係	
施設分類	大分類	市民文化施設	中分類	集会施設	小分類	学習等供用	
施設名称	増戸会館						
所在地	あきる野市伊奈1157-5				敷地面積(m ²)	1,000.2	
延床面積(m ²)	645.63	構造	RC造	建築年度	昭和59	経過年度	39

計画期間	令和6(2024)年度～令和17(2035)年度
①事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・設置根拠：あきる野市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例 ・設置目的：市民生活の安定、文化の向上及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 ・対象者：限定しない。 ・サービスの概要：趣味やサークル活動、コミュニティ活動などを行う場として、会議室等を貸し出す。
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設となっており、学習等供用機能は、2階の集会室が貸出施設となっている（ただし平日（月から土）の19時までは増戸学童クラブが使用している）。 ・1階は、中央図書館増戸分室及び増戸学童クラブが使用しており、2階についても増戸学童クラブがほぼ使用している。 ・令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う公共施設の利用制限のため、臨時休館または営業時間の短縮などを行った。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ・他の会館と比較すると利用時間が制限されていて、集会室としての利用が非常に少ない（月1回程度）ため、学習等教養施設としての位置づけや施設管理に関して整理を図る。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設（学童クラブ、図書館）と施設管理について整理が必要となっている。 ・会議室と学童クラブが併用されているため、運用に関する課題がある。 ・会議室の利用件数が少ない（活動拠点のファインプラザへの移動等）。

⑤個別施設計画における再編等の方向性(令和3年6月時点)	再編の方向性	規模縮小							
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和5	建替え 又は 長寿命化改修	令和26	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 築年数	60
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般			備考	・利用者は主に市民であるが、市民以外の利用も可能。			
	需要傾向	利用需要低下傾向				・コロナにより減少し、コロナ前の約4分の1の利用件数である。			
	規模適正度	規模適正							
	建物活用	多目的利用検討可能		○		<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所として登録されている。 1階は、中央図書館増戸分室及び増戸学童クラブ児童館の施設になっている。貸出施設である2階の集会室は、平日及び土曜日の19時まで増戸学童クラブ児童館が使用している。(依頼文書で1年貸:無償) このことから、現在、学習等供用施設として、貸館機能は大きく減退している。 利用可能時間 平日・土曜 19時から22時 日・祝 9時から22時 会館の位置付けが学習等供用施設のため、地域団体への年間貸出件数はわずかであるが、維持管理(保守・光熱水費等)を地域防災課が行っている。 			
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		○					
		設置目的と異なる使用状況あり		○					
		単独機能での建物利用が望ましい		×					
	賃貸借物件での運営も可能(市有物件での運営は必須ではない)		○						
	利用圏域	市全域							
	広域化可能性	すでに広域化している				<ul style="list-style-type: none"> 市民以外の利用も可能としている。 利用料は市民と同額。(市民以外の利用料について要検討) 			
機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある(民間施設)		○	<ul style="list-style-type: none"> 近隣に町内会・自治会の会館、五日市ファインプラザ、コミュニティ会館がある。 市内に、学習等供用施設及びコミュニティ会館が13施設(増戸会館を含む)がある。 					
	利用圏域に同種・類似施設がある(国・都・市施設)		○						
	利用圏域に同種・類似施設はない		×						
⑦施策との関連性	関連施策	第2次総合計画重点施策テーマ3「快適で安全・安心なまち」(第3章第2節1-①『防災施設・設備等の充実』)、第2次総合計画重点施策テーマ5「住み続けたい魅力的なまち」(第3章第1節⑤『各種団体の支援』)、⑥『地域コミュニティ団体の支援』 地域防災計画第1編第9章第2節「避難場所及び避難所の指定・安全化」							
	説明	第2次総合計画(重点施策)及び地域防災計画で掲げる地域の身近な防災拠点として、指定緊急避難場所に指定されているため、必要な施設である、							
⑧再編方針及び修繕・改修等の考え方	【再編方針】				【修繕・改修】				
	・施設の機能としては現状維持とするが、人口減少に伴う利用の減少が想定されることから、個別施設計画における再編の方向性に沿い、「規模縮小」とする。また、建替え等の規模縮小の実施は利用状況をみながら検討する。				・施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施することとする。				
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定実施内容・想定額			想定実施年度	想定実施内容・想定額			
					令和8年度以降令和11年度まで	大規模改修予定※ ※個別施設計画では、令和5年度実施目安としているが、未実施のため			
⑩計画実行に当たっての留意事項					・令和11年度までをめどに、大規模改修を実施するか、建替えるかを計画する。				
⑪計画実行後の課題	・庁内関係部署と連携しながら検討していくとともに、市民や関係機関との連携についても考慮する必要がある。 ・利用状況や地域住民や利用者等の意向に留意しつつ、規模等についても検討する必要がある。								